イ　共同企業体協定書の写し
ウ　下記６⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成21年９月１日付支出負担行為担当官中国四国防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別記様式４と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）。
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
申請書は、平成21年９月18日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
６　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。
ア　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付けを受け、中国四国防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、代表者は1,100点、代表者以外の構成員は870点以上であること。
ウ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記アの再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。
エ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（平成６年８月31日付施本第1605号（ＣＣＰ））に基づく指名停止を受けていないこと。
オ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（受託者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　代表者は、平成６年度以降に元請けとして、連続鉄筋コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員は、平成６年度以降に元請けとして、無筋コンクリート舗装1,000㎡以上の工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
イ　建設業法のほ装工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。
ウ　ほ装工事に係る監理技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、ほ装工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
７　上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記４により申請することができる。この場合、上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。
なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記６⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記６⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。
８　資格審査結果の通知
「資格審査結果通知書」により通知する。
９　資格の有効期間
資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。
10　その他
⑴　共同企業体の名称は、「岩国飛行場㉑滑走路移設西側誘導路舗装等整備工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。
平成21年９月１日
国立大学法人神戸大学理事　土井　亨
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　28
○第３号
１　調達内容
⑴　品目分類番号　14
⑵　導入計画物品及び数量
教務システム　一式
⑶　調達方法　借入
⑷　導入予定時期
平成23年度１月以降
⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
Ａ　調達するシステムは、学籍管理、教務管理の機能を中心とした多様な学務に関する業務を共通的、効率的に処理するとともに、利用者である本学の教職員および学生約20,000人に対して総合的に支援するシステムであること。
Ｂ　現システムが保有する資源（データ）を完全に継承するとともに、現システムの機能と同等以上の機能及び本システムで新たに追加する機能が実現できること。また、将来必要となりうる追加性能を付加する際の拡張性と柔軟性を保持したシステムであること。
Ｃ　神戸大学キャンパス情報ネットワークシステムを通じて、円滑な通信により各種サービスを提供し、かつ不正アクセスに対応する十分なセキュリティ機能、性能を有すること。また、約1500台の情報メディア端末が同時利用しても適切な応答速度が確保できる性能を有すること。
Ｄ　神戸大学ユーザ認証基盤システム（ＬＤＡＰサーバ）により個別の学生・教職員を認証した上で、各々の利用者の属性に応じた各種のサービス提供を行えるシステムであること。また、サービスによってはモバイル環境にも対応したシステムであること。
Ｅ　アプリケーションに対するアクセス制限、操作ログ等による管理を行えること。また、サーバ本体、クライアントからのネットワークを経由した接続に対して、それぞれセキュリティ対策が行われているシステムであること。
Ｆ　省スペース、省エネルギー化が図られていること。また、自動運転、自動バックアップ機能を有すること。さらに耐障害性の高いシステムであること。サーバ類機器には借入期間中の寿命保障がある蓄電池を内蔵したＵＰＳを用いての電源保障を行うこと。
Ｇ　利用者の利便性が高く、操作性に優れシンプルで使いやすいように設計されていること。
Ｈ　本システムは、基本的に24時間稼働すること。その運用が円滑に実施できるように、保守体制、障害時の復旧体制を確立し、システム供給者は納入時および納入後においてその運用を十分に支援すること。また、本システムに関する利用者からの操作方法等の問い合わせに対応できること。
Ｉ　現システムは、他の情報システムと連携を行っており、データ授受や認証等を行っている。それらのシステムとシームレスな連携が取れること。詳細については、必ず事前に確認を行い、漏れが無いようにすること。
Ｊ　十分に信頼性が高く、安定した運用が可能なシステムであること。また、その運用に必要なハードウェア、ソフトウェアを提供すること。
２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。